

2022

模擬国連の探求

模擬国連会議記録集

2022 年度新歓・オリエンテーション会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各会議監督に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何山までお願いいたします。

連絡先：kazan2019.jp@gmail.com

編集はしがき

新歓会議やオリエンテーション会議は、多くの新メンにとって初めて参加する本格的な会議になる。色んな活躍が出来た人も、何が何だか終わらないうちに会議が終わってしまった人もいるだろう。だが、この記録集を2022年12月現在読んでくれる新メンは、模擬国連に残ってくれたということなのだろう。模擬国連に参加するきっかけが新歓会議であったと言う人は少なくないだろうが、そこで活躍できた人も、何も分からず終わってしまった人も、今改めて新歓会議やオリエンテーション会議を振り返ってみると、新たな発見があって興味深いのではないかと思う。

また、将来新歓会議やオリエンテーション会議は新入生を交えて本格的な会議を行う点で特徴的であり、会議設計も一般に工夫が必要となりうるが、今後こう言った会議の設計に携わる方々に参考になる内容も多いと思われる。本記録集が皆様に示唆を与えられるのであれば本望である。

また、新歓・オリエンテーション会議ではないが、この時期に行われたハリポタ会議の記録も掲載した。独自色の強い会議の記録も是非楽しんでみて欲しい。

目次

京都研究会オリエンテーション会議『核軍縮・不拡散』	4
国立研究会新歓会議『武力紛争下の子ども～子ども兵士の問題～』	20
神戸研究会オリエンテーション会議『2010年NPT運用検討会議』	23
駒場研究会新歓会議『CCW再検討会議』	25
日吉研究会新歓会議『安保理改革』	38
四ツ谷研究会新歓会議『2010年核不拡散条約運用検討会議』	40
有志会議 第3回ハリポタ会議『第二次魔法戦争を巡る戦略的会合（SWW戦略会合）』	50

京都研究会オリエンテーション会議『核軍縮・不拡散』

会議監督：毛川 茉美

1. 会議概要・目的

A. 議題：「核軍縮・不拡散」

第二次世界大戦中に開始した米国のマンハッタン計画以降、旧ソ連・英国と各国は核開発を進めてきた。核開発の進行とともに核兵器の危険性を悟った各国によって、原子力の平和的利用の促進および軍事利用の制限を目的とし、1957年に国際原子力機関(IAEA)が創設された。1970年には、「核不拡散・核軍縮・原子力の平和利用」を三本柱に掲げた核不拡散条約(NPT)が発効し、現在まで核軍縮・不拡散体制の基盤を担っている。冷戦終結後、核軍縮・不拡散の動きは活発化し、包括的核実験禁止条約(CTBT)の採択(1996)や、米露の核軍縮の枠組みである新 START の発効(2011)が実現した。2021年1月には核兵器禁止条約(TPNW)が発効し、核軍縮・不拡散体制の転換期が到来しているともいえるだろう。

京都研では、オリ会議の議題「核軍縮・不拡散」が慣例化しているため、今会議もそれを踏襲した。議場については、オリ会議を通して、未来メンに昨今の国際情勢に興味を持ってもらいたいと考えたため、最新の会期である第76回国連総会第一委員会を選択した。

B. 論点

フロントからは特に議論してほしい重要論点として以下の3論点を提供した。ただし、今回は決議案による草案ベースの会議であったため、以下の論点で全ての議論を包含しているわけではない。

大論点①：核兵器の人道的問題

難解な国際法の議論を避け、議論が広範になるのを避けるため、人道が提出する決議案に拘束して議論をおこなってもらった。

大論点②：TPNW の実効性

2021年にTPNWが発効したことを踏まえて議論してもらった。後述するように分科会を開き、NPT体制と比較しながら議論が進行した。

大論点③：中東非核兵器地帯について

グループ横断的に関係国間での議論をおこなうため、当論点についても分科会で議論が進行した。他の非核兵器地帯についての議論を禁止したわけではなかったが、やはり決議処理に時間を要したため、公式発言で言及されるに留まった。

C. コンセプト：To be a good actor

本会議は新歓会議であるため、旧以上のデリと未来メンデリとで求めることが異なっている。また、未来メンにとっては初めて1人1国を務める会議であるため、先輩の目が行き届きやすいよう、グルーピング色の強さが特徴となっている。グルーピングとしては、

NAM(非同盟諸国)、NAC(新アジェンダ連合)、人道グループ、NS(核の傘に入っている諸国)、N5(核保有国)、単独(違法に核を保有もしくは保有疑惑のある国)の6つを設定した。

旧以上のデリに関しては、未来メンのバックアップだけでなく、未来メンに「魅せる」デリとして機能することを期待した。特にグルリ¹には、リーダーシップを発揮してグループ益を追求することを求めた。

未来メンデリに関しては、本会合における活発な発言を求めた。単に議題理解をするだけに留まらず、自国益およびグループ益を理解し、公式発言や文言として国益を反映させることを期待した。

2. 会議の経過、成果文書について

【会議の経過】

本会議では事前会合をおこなわず、2日間の本会合で議論議論と実質議論をおこなった。未来メンが争点を理解しやすいよう草案ベースとし、未来メンの活発な発言を促すため議論議論以外はオールコーカスで進行した。

また、新歓会議という特性上、会議の円滑な進行とフロントが希望するゴールに帰着させるため、旧以上のデリを交え、2回に分けてリハをおこなった。リハでは、デリから意見を募集しながら、議論の流れや分科会の進行方法について調整した。

A. 議論議論

本会議では、フロント TT を事前にデリに共有し、インドネシア TT としてデリから提出させた。議論議論のフェーズを設けた意図は、入会後の会議で混乱を招かないよう、未来メンに議論議論の雰囲気を感じてもらうことに尽きる。デリに事前共有しているフロント TT が崩壊し、議場が混乱することを避けるため、わざと未来メンに議論の余地は残さなかった。したがって、事前にフロントから発言者とその発言内容を指定し、寸劇の要領で議論議論を進行させた。

B. 文言回収

本会議では、NAM、NS、人道に決議を作成させた。また、タスクとして未来メンに文言提案をさせたため、決議を提出するグループで決議の最終調整をおこなった。特に、構成国数が多い NAM はグルリのインドネシア主導で議論をまとめていた。NS も構成国数が多かったため、先輩デリ主導で議論を進める様子が見て取れた。結果的に、時間的制約が主要因となり、未来メンの文言はほぼ包含され、投票まで残った文言は少なかった。決議を提出しない NAC、N5 は共同声明を作成し、単独は各国スタンス確認をおこなった。

¹ 各グループを主導する旧メンデリのこと。各グループに1人ずつ設置。

C.懸念共有

3 グループから決議草案が提出された後、各グループ内で他グループの決議に対する懸念を共有し合った。次の懸念説明フェーズにおいて、未来メンには積極的に発言してほしかったため、懸念共有とともにその理由にも触れてもらうようにした。NAM はインドネシアが主導し未来メンに解説、他の先輩デリがそれをサポートする形で進行していった。人道は、オーストリアやフィリピンなど NAM 寄りの国家と、スウェーデンやノルウェーなど NS 寄りの国家で分断が際立ち、統一見解をもって懸念共有をおこなうことはできなかった。

D.懸念説明

グループ内で懸念共有をおこなった後、決議案を持っているグループに懸念とその理由説明をおこなった²。決議案を持っている中で最も小規模なグループである人道は、人手が足りず人数の多い NAM がサポートに回る場面も見られた。懸念説明までのフェーズを 1 日目に終わらせる予定であったが、時間が足りず、中途半端な議論で終わることを嫌がる未来メンが複数いたため、2 日目の最初にも懸念説明のフェーズを設けた。

E.文言交渉

懸念説明が終了次第文言交渉に移った。グループによって懸念の量・進行方法に差が見られたため、処理の終了に時間差が見受けられた。特に NAM 案に関しては、NAM 側がなかなか強硬姿勢を崩さず、メタ的な修正以外の実質的な内容に関する合意形成が難しかったようにも感じた。一方、NS はかなり核廃絶側に譲歩したため、廃絶側の投票行動はかなり変化した。

F.分科会

大論点②と大論点③について 1 フェーズ分分科会を設置し、文言交渉と並行して一部の国は分科会に参加した。大論点②にはディレク、大論点③にはチェアが書記として参加した。

大論点②の分科会には、全てのグループから人員が派遣された。スイスによるファシリの下、TPNW 推進派はコスタリカが、懐疑派はオランダ・中国が主導し、議論が進行した。主張プールの後、ファシリによって主張が分類され、①核軍縮へのアプローチ、②安全保障との関係という 2 論点が抽出され、主張→反論→再反論の形を取って議論を進行しようとした。しかし、論点の分類ごとに分けて主張をすることができず、論点分けはうやむやになってしまった。最終的に、NAM のコスタリカから文言修正に関する妥協案が提示されるも、ロシアが却下し分科会は終了した。

大論点③の分科会には、中東の国家と US が参加した。対立点としては、中東和平か、核放

² ただし、ここでの交渉は禁止し、あくまで主張のみに限定した。

棄かという出発点における認識の相違、また、中東会議の形式について、コンセンサスか多数決かで意見が分かれている。US から文言解釈についての妥協案が提案された場面もあったが、当事者間の対立は緩和せず、最終的に合意は得られず終了した。

【成果文書】

本会議が新歓会議であるという特性上、未来メンには決議の体裁などにとらわれず議論に集中してもらいたかったため、ディレクチェックから体裁の要件を削除した。また、未来メンに理解しやすいことを第一としたため、決議案の変更箇所にもーカーを引いたり、小見出しをつけたりすることを許可している。さらに、本来相反する内容の決議案は自動的に否決されるが、本会議では、決議を採択することで未来メンに達成感を持ち帰ってもらうため、3つの決議案が採択された。時間や未来メンの能力的な制限からコンバインも不可能と判断したため、コンバイン交渉もおこなっていない。

- ・NAM 決議

NAM決議改正版

総会は(The General Assembly),

(NAMの理念)

自国民の永続的な安全保障の確保に関する世界各国の正当な懸念を払拭する必要があることに留意し(Keeping in mind),

核兵器が人類と文明の存続に最大の脅威を与えることを確信し(Convinced),

核戦争の危険を除去するためには、核軍縮および核兵器の完全な廃絶が不可欠であることを確信し(Convinced),

核軍縮に対する新たな関心を、国際管理下での完全な核廃絶の達成にむけた具体的な行動に変容させるべきであることに留意し(Keeping in mind),

現在軍備の拡大に用いられている予算は、国際的な貧困と格差の是正のために用いられるべきことを認識し(Recognizing),

(人道)

核兵器のしよと実験という過去の経験は、核兵器が持つ莫大かつ制御不能な破壊力及び無差別性によって引き起こされる永続的かつ壊滅的で非人道的な結末を十分に証明してきたことを確認し、

(NPT)

NPT(核不拡散条約)が核不拡散、核軍縮及び原子力の平和利用の奪い得ない権利の礎であると確信し(Convinced),

核兵器国による誠実な交渉が不十分であることを憂慮し(Regretting),

非核兵器国の独立、領土保全及び主権は、核兵器の使用または使用の威嚇を含む武力の使用またはその威嚇から保護される必要があることを認識し(Recognizing),

2015年のNPT再検討会議においてその最終文書が合意に至らなかったことに深く懸念し(Deeply disturbed),

(非核地帯)

核なき世界が実現するまでの間は、いかなる方面からの核兵器の使用または使用の脅威に対しても非核兵器国の安全を平和的に確保するための有効な措置及び取り決めに発展させることが国際社会にとって不可欠であることを考慮し(Taking into account),

核兵器の使用または使用の脅威から非核兵器国を保証するための平和的で効果的な措置および取り決めが、核兵器の拡散防止に積極的に貢献することを認識し(Recognizing),

(CTBT)

CTBT(包括的核実験禁止条約)の早期発効の必要性を改めて強調し(Emphasizing),

(TPNW)

TPNW(核兵器禁止条約)が2021年1月22日に発効したことを歓迎し(Welcoming),

FMCT

ジュネーブ軍縮会議におけるFMCTの交渉が停滞していることに留意し(Keeping in mind),

兵器用核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言することが核軍縮の進展に向けた一つのステップであること確認し, モラトリアムを宣言する重要性を認識し(Recognizing),

(新START)

新STARTが延長されたことに歓迎(Welcoming), 同条約における核兵器の削減は不可逆的で検証可能かつ透明でなければならないことを強調し(Emphasizing),

(中東)

核兵器国が1995年の中東に関する決議を完全に実施するためのコミットメントを再確認したことに留意し(Keeping in mind),

核兵器のない中東地域の確立につながる会議の成功を確実にするためには, すべての関係者の積極的かつ建設的な関与が重要であることを強調し(Emphasizing),

1995年の中東に関する決議の実施が一部の国の消極的な姿勢によって長期にわたって遅れていることを憂慮し(Regretting),

(被害者)

核兵器の使用による被害者、特に核爆発の生存者の権利が保障される必要があることを強調し、また彼らに対する国際社会の役割と責任に適切に対処する必要があることを強調し、

(NPT)

1. 核軍縮と核不拡散は相互に関連し, 相互に強化しあうものであること, この2つのプロセスは両立されるべきであること, そして核軍縮の体系的かつ進歩的なプロセスが真に必要なであることを再確認する(Reaffirms);
2. 核軍縮のプロセスに透明性, 不可逆性, 検証可能性の原則を適用することの重要性を強調する(Emphasizes);
3. すべての核兵器国に対し, 一定期間内にすべての核兵器の完全な廃絶を達成するために, 効果的な軍縮措置をとることを要請する(Urges);
4. すべての核兵器国に対し, 暫定措置として, 核兵器システムの運用状態を一層低減させるために, 核兵器の警戒態勢の解除および無力化その他の具体的な措置を直ちにとることを要請する(Urges);
5. すべての核兵器国に対し, 核兵器の近代化, 開発, 生産及び備蓄を直ちに停止するよう要求する(Calls upon);

6. すべての核兵器国に対し、核兵器の役割をさらに低下させるよう強く要請する(Urges);
7. すべての核兵器国に対し、核兵器の完全廃絶が達成されるまでの間、先制不使用を共同で約束する国際的かつ法的拘束力のある文書に合意するよう要請する(Urges);
8. すべての核兵器国に対し、核軍縮の効果的な手段として、不可逆かつ検証可能で透明性のある方法で、核兵器の更なる大幅削減について、適切な時期に多国間交渉を開始するよう要求する(Calls upon);
9. 2000年のNPT再検討会議の最終文書において、核兵器国が、NPT第6条ですべての締約国が約束している核軍縮につながるよう、核兵器の全廃を達成するとの明確な約束をしたこと及び、締約国が、核兵器の全廃が核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的保障であると再確認したことの重要性を強調する(Emphasizes);

(非核地帯)

10. 核兵器の核兵器の使用または使用の威嚇に対する、非核兵器国の安全を保証する効果的な取極を締結する努力を行うことを核兵器国に要求する(Calls upon);
11. 非核兵器地帯は核兵器の更なる拡散を地理的に制限するための効果的な手段かつ核軍縮の大義に貢献するものであり、中東地域を含め、世界各地に、関係する地域の国家間で自由に取り決められた合意または協定に基づいて、新たな非核兵器地帯を設立する努力を歓迎する(Congratulates);

(CTBT)

12. 核軍縮への貢献として、CTBTの早期発効、普遍化およびその厳格な遵守を要求する(Calls upon)とともに、キューバが2021年2月4日に同条約を批准したことを歓迎する(Congratulates);

(TPNW)

13. TPNWがNPTを補完するものであることを確認し(Affirms)、TPNWが果たす、核廃絶を達成するための重要な役割を認識し(Realizes)、またこの条約の普遍化が核軍縮を前進させる事を認識する(Realizes);
14. もはや段階的核軍縮は核廃絶を達成するための有効な手段ではなく、**いまやTPNWこそ**が核廃絶を達成するための有効な手段であることを認識する(Realizes);

(FMCT)

15. ジュネーブ軍縮会議におけるFMCTの交渉が再開すべきことを強調する(Emphasizes);

(中東)

16. 全ての関係国に対し、1995年の中東に関する決議をこれ以上遅れることなく完全に実施するために必要なあらゆる措置を講じることにより、その責任を果たすことを強く要求する(Calls upon);
17. イスラエルならびに、1995年の中東に関する決議の共同提案者のひとつを構成する米国が、2019年の「核兵器およびその他の大量破壊兵器のない中東地域の確立に関する会議」への参加をしなかったことを非難する(Condemns);

18. 核兵器国が、核兵器をイスラエルに移譲してはならないこと、またいかなる状況においてもイスラエルが核兵器を製造その他の方法で取得することを支援または奨励してはならないことを再確認する(Reaffirms).

NS決議最終版

前文

The General Assembly,

0 (NSの理念)

すべての人の安全が損なわれない核兵器のない平和な世界の実現が国際社会の共通の目標であることを再確認し(Reaffirming),

広島及び長崎における核兵器の使用から76年であり、その時以来戦術的かつ戦略的目的での核兵器が使用されていないことを強調し、しかしそれ以降も依然として核実験目的での核兵器の使用があらゆる地域で見られていることを確認し、

効果的な核軍縮と国際安全保障の強化は相互に補強し合う形で追求されるべきであり、国際安全保障が担保された状態で、核軍縮プロセスが進められるべきであることを強調し(Reaffirming),

すべての国にとって、国際的な安定、平和及び安全を促進する方法で、かつ、すべての者の安全が損なわれず向上するという原則に基づき、核軍縮のさらなる進展に向けて更に実際的な措置及び効果的な措置をとることの重要性を強調し(Reaffirming),

国際社会は、信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施を一層促進するために、共に早急に行動を起こし、未来志向の対話を行う必要があることを再確認し、最終的に核兵器のない平和で安全な世界のための確固たる公約を再確認し(Reaffirming),

各国の安全保障上の懸念、それによる世界の分断の可能性を考慮し(Taking into consideration),

1 (NPT)

また、NPT(核不拡散条約)が国際核不拡散体制の基礎であり、相互に強化し合う核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用の追求に不可欠な基盤であることを再確認し(Reaffirming),

NPT非締約国に対し、早急にNPTを批准し、包括的な多国間合意のなかで核軍縮・不拡散体制の枠組みの中でこれらの責務を履行すべきことを強調し(Underling),

NPTが核軍縮・核不拡散・核の平和利用で成果をあげてきたことを再確認し(Reaffirming),

NPTの普遍性を更に高める決意を再確認し(Reaffirming),

NPT体制で核保有を認められている国の多国間交渉が段階的かつ効果的に行われていることを再確認し、それらの多国間交渉が積極的かつ有効的に実施されていることを強調し(Underling),

延期されているNPT第10回締約国再検討会議のコンセンサスの合意による成功の重要性を強調し(Underling),

すべてのNPT締約国が、NPTの下での核軍縮及び不拡散に関するすべての義務を遵守すること及び平和的利用の権利を妨げられるものではないことの必要性を強調し(Underling)。

核保有国によるこれ以上の核軍拡競争を防止し最終的に核兵器廃絶をするため、NPT第6条下における誠実な交渉をおこなう責任を再確認し(Reaffirming)。

2 (非核兵器地帯)

適切な場合には、関係地域の国家間で自由意思によって合意された取り決めに基づき、更なる非核兵器地帯の設立を賞賛し(Approving)。

3(中東～)

中東地域の国々が自由意思によって合意した取り決めに基づき、核兵器とその他すべての大量破壊兵器及びその運搬システムのない中東地帯を確立することへの支持を再確認し(Reaffirming)。

4(検証、透明性)

核兵器廃絶を達成し、その後維持する過程において、遵守を保証するための効果的で信頼できる核軍縮検証が不可欠な役割を果たすことを想起し(Recalling)。

核軍縮における透明性の実証も歓迎するが、特に、核兵器国間及び国家間の一層の透明性のための具体的行動の重要性を強調し(Emphasizing)。

5(多国間交渉)

軍縮目標に向けた作業を支援するために既存の多国間軍縮機構及び国際社会を横断する協力的作業の価値を強調し(Emphasizing)。

核兵器国、非核兵器国を横断する、核軍縮環境の改善のための実践的なアプローチの存在を認識し、

6(新スタート)

戦略的攻撃兵器の更なる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約(新START条約)の延長をより広範な核兵器国が参加する次期の軍縮枠組みの必要性も認識し、

7(FMCT)

軍縮会議において、核兵器又はその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉を直ちに開始、かつ早期に終結することの重要性を強調し(Emphasizing)。

8(CTBT)

包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名開始から25年が経過したことを想起し、誤算又は誤解により核兵器が使用されるリスクを低減することの重要性を強調し(Emphasizing)。

9(DPRK)

朝鮮民主主義人民共和国が全ての核兵器と既存の核計画、その他の全ての大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を完全、検証可能かつ不可逆的に放棄するという目標の達成を確保する必要性を認識し、そのための外交努力を歓迎し(Welcoming)、

10(教育)

軍縮・不拡散教育において、異なる世代、地域、性別を包含する努力が、核兵器のない世界の実現に向けた努力と積極性を強調することに留意し、

11(人道)

核兵器の使用によってもたらされる壊滅的な人道的結果を認識し(Recognizing)、

12(ジェンダー)

男女双方の平等、完全かつ効果的な参加が、持続可能な平和及び安全の促進及び達成に不可欠な要因の一つであることを再確認し(Reaffirming)、

核兵器の爆発が女性に与える影響と、核兵器に関する議論、決定および行動への女性の参加の重要性に、より大きな注意が払われなければならない、

核軍縮・不拡散の会議において、女性や若者がリーダーとして活躍するべきだということを強調し、

主文

1(NPT)

1. NPTのすべての締約国が、国際的緊張の緩和並びに国家間の信頼及び核不拡散のための国際的体制の強化を含む核兵器の廃絶という究極の目標に向け、NPT第6条を含む条約のあらゆる側面において完全かつ確実に実施することを再確認する(Reaffirms);
2. 各国相互の不信感や懸念を段階的に取り除きながら核軍縮へアプローチすることの重要性を強調する(Emphasizes);
3. 核軍縮と核不拡散を実現できるように、全ての国がNPTに加盟し、そのすべての条項と公約を実施することを要請する(Urges);
4. NPTのすべての締約国に対し、第10回再検討会議に向けて、またそれ以降も、公約を実行に移すための具体的な方策を特定するよう要請する(Urges);
5. 全ての国、特に核兵器国は、NPTの実施に関する頻繁かつ詳細な報告及びこれらの報告に関する議論の機会の提供を含む、透明性及び相互信頼を高めるための具体的措置を直ちに取ることを要請する(Urges);
6. NPT非締約国に対し、早急にNPTを批准し、核軍縮・不拡散体制並びに包括的な多国間合意に基づいて、これらの責務を履行することを要請する(Urges)

7. 核兵器を保有する全ての国は、特に誤算又は誤解によって生じる核爆発のリスクを低減するための行動をとることを要請する(Urges);

2(非核兵器地帯)

8. 地域に関わりをもつ国家の自由意思による取り決めに基本とした非核兵器地帯をさらに創設することを奨励する(Encourages);
9. 核兵器国が消極的安全保証を含む関連議定書に署名及び批准を行うことにより、非核兵器地帯の地位に関して、また条約の締約国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという、法的拘束力をもった地域ごとの誓約を行うものであると認識する(Recognizes);

3(中東～)

10. 1995年の中東決議に沿って、その地域内諸国の自由意思による取り決めに基本として、また中東地域における非核及び非大量破壊兵器及び非運搬システムの地域創設に向けてさらなる努力を行うこと、またその完了のため関係国間で協議を再開することを歓迎し奨励する(Encourages);
11. 核保有国は核廃絶に向けた取り組みを透明性の担保された国際機関の査察によって公開するよう要求する。
12. 核兵器国は核軍縮に向けた取り組みの情報公開を世界にむけて発信するよう要求する。

6(新START)

13. ロシア及び米国が、核兵器備蓄の大幅削減を達成し、可能な限り早い時期での交渉妥結を視野に、交渉開始の条件を作り出すための措置をとることを奨励するとともに、将来的により広範な核兵器国の参加する核軍縮の枠組みの必要性も強調する

(FMCT)

14. すべての国は、軍縮会議における実質的な議論を深め、軍縮会議において核兵器その他の核爆発装置に使用する核分裂性物質の削減をするためのFMCTに関する交渉を直ちに開始することを招請する(Invites);

(CTBT)

15. CTBTの早期発効のために、いまだこれに署名あるいは批准していない国に対し、直ちに批准するよう奨励する
16. 全ての国は、国連及び軍縮会議において、また、「核軍縮検証のための国際パートナーシップ」のようなイニシアティブにおいて、具体的な演習を含む核軍縮検証への実際的な貢献を継続することを要請する(Urges);

(DPRK)

17. DPRKによる全ての核実験と弾道ミサイル技術を用いた飛翔体の発射を、最も強い言葉をもちて非難する(Condemns);
18. DPRKに対して、さらなる核実験を自制し、現在実施されている全ての核活動を、完全に、検証可能で、不可逆的な形をもって即時に放棄することを強く要請し、早期にNPTお

よびIAEAの保障措置に復帰し、完全に遵守するよう促すことを強調する(Emphasizes);

(教育)

19. 全ての国は、特に若い世代が積極的に関与できる核軍縮・不拡散教育の取り組みを促進するとともに、指導者や若者等によるコミュニティや被爆者(核兵器の使用を受けた者)を含む人々との交流やその経験を次世代に伝えるための訪問等を通じて核使用の現実に対する認識を向上させることを要請する(Urges);
20. 包括的保障措置協定を含むIAEAの保障措置の遵守、並びに核不拡散に関する国際レジームの強化へのコミットメントを再確認する(Reaffirms);

(人道)

21. 核兵器の使用がもたらす人道上の結末に対する深い懸念が、全ての国による核兵器のない世界に向けた努力の基礎となる重要な要素であり続けることを強調する(Emphasizes);

(ジェンダー・若者)

22. 核軍縮・不拡散の会議において、女性や若者がリーダーとして活躍することを推進することを要請する(Urges);

・ 人道決議

The General Assembly,

核兵器の爆発に伴う永続的かつ壊滅的な人道的影響とリスクを考慮し(Taking into account).

ジュネーブ条約をはじめとする人道法はすべての国連加盟国の批准という普遍的な地位を得ており国際的秩序として確立した規範となっていることを強調し(Emphasizing).

この関連で、核兵器の使用は不必要かつ永続的な無差別の苦痛を引き起こすものとして、国連憲章、人道法をはじめとした国際法の違反であることを再確認し(Reaffirming).

核兵器の爆発がもたらす永続的かつ破滅的な人道的結果および危険に関するその決議や報告を想起し(Recalling).

核戦争は人間の良心に反し、生命に対する基本的権利の侵害であり、核兵器の存在が人類の生存にもたらす脅威、核兵器使用によりもたらされる半永久的な環境への悪影響、核兵器の開発・維持のための継続的支出に対する懸念を表明し(Expressing).

人道的規範を長年にわたって認識し、核不拡散への取り組みに多くの努力を払ってきたにもかかわらず、国際社会が求める核兵器のない世界を実現し維持するために必要な核軍縮の義務については限られた進展しかないことを憂慮しつつ、より多くの前進を期待し(Expecting).

軍縮会議において、加盟国による絶え間ない努力を称賛し、多くの課題が残されている現状を強調し、核軍縮に関する多国間交渉の更なる進展を期待し(Expecting).

核兵器に関連する永続的かつ壊滅的な人道的影響とリスクに関して、2010年以降、加盟国及び国際社会によって生み出された人道意識の高まりに留意し(Keeping in mind).

核軍縮に対する倫理的な要請及び核兵器のない世界の達成と維持の緊急性を強調し(Emphasizing).

核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択され、2021年1月22日に発効されたことを歓迎し(Welcoming).

核軍縮に関する二国間及び多国間外交の絶対的な有効性を認識し、核軍縮交渉に不可欠な多国間主義を推進することを決意し(Making up mind).

1. すべての国に対し、いかなる場合にも、核兵器の爆発がもたらす永続的かつ壊滅的な人道的影響とリスクを認識するよう求める(Demands);
2. 核兵器の人道的問題を解決し、可能な限り早期に核兵器のない世界を実現することを要求する(Calls upon);
3. 次のことを宣言する(Declares);
 - 核兵器がもたらす世界的な脅威は、可及的速やかに除去されなければならない。
 - a. 核兵器に関する議論、決定、行動は、核兵器が人間や環境に及ぼす影響に焦点を当てなければならない、核兵器が引き起こす不必要で言いようのない苦しみや受け入れがたい害に導かれるものでなければならない。

- b. 核兵器の爆発が女性に与える影響と、核兵器に関する議論、決定および行動への女性の参加の重要性に、より大きな注意が払われなければならない。
 - c. 核兵器は、核災害のリスクを高め、国際的緊張を悪化させ、紛争をより危険なものにする。
 - d. 核兵器の保持を支持する議論は、核軍縮・不拡散体制の信頼性に悪影響を及ぼす。
 - e. 核兵器及び核兵器庫の近代化のための長期計画は、核軍縮に対する公約や義務に反し、これらの兵器の無期限保有に対する認識を生み出すものである。
 - f. 核兵器の人道的影響を考えると、核兵器のいかなる使用および威嚇も、国際人道法、国際法、道徳律、公衆道徳の要求に合致するものとは考えられない。
 - g. その無差別性と人類を滅亡させる可能性を考えると、核兵器は本質的に非人道的である。
4. すべての責任ある国家は、核兵器の爆発による惨禍から自国民と他国民を守るために役立つ決定を下す厳粛な義務を負っており、国家がこれを行う唯一の方法は核兵器の完全な廃絶であることを強調する(Emphasizes);
5. すべての国家は、核兵器の永続的かつ壊滅的な人道的影響とそれに伴うリスクを考慮し、すべての関連する利害関係者の支援を得て、すべての核兵器を廃絶し禁止するために必要な、法的拘束力を有する措置を含む効果的措置をとるために決意を持って行動する倫理的責任を共有していることを強調する(Emphasizes);
6. 核兵器のない世界を目指すという目標に向けて核兵器禁止条約は極めて重要な条約であることを強調する(Emphasizes);
7. 今後も、国際社会において、核兵器の非人道性に関する議論が継続して行われることを要求する(Calls upon);

3. 会議総括・課題

【会議総括】

まず、大きな混乱なく会議をゴールまで導けたことに安心するとともに、デリの皆さんに感謝したい。本会議には多数の旧メン以上デリにアプライしていただき、未来メンに対する手厚いサポートが実現できた。また、今年も多数の新メンに入会していただき、オリ会議から入会および前期会議につなげるという第一義的な目標が達成できたことが一番の成果だったと思う。

【課題】

課題としては主に4点あったと考える。

1点目に、本会議ではNACの扱いがまずかったと感じた。本会議では、近年議論が活発化している核兵器の人道的問題について議論してほしいと考えたため、従来修正提案に留まっていた人道に決議案を提出させた。そして、4つの決議案を2日で処理するのは不可能であるため、史実でも每期決議案を提出しているNACの決議案提出をやめさせ、共同声明を提出することでプレゼンスを確保しようとした。しかし、決議案の処理に時間を取られ、共同声明の賛同国を集める時間がなかった他、決議案に対するNACの懸念自体も多くなかったため、プレゼンスの発揮が難しかったようである。フロントの会議設計が甘かったと感じた。

2点目に、ディレクチェックから体裁の要件を削除した結果、あまりにも体裁が疎かになってしまった。テンプレを配布しなかったことも一因と考えられるが、スポングを明記していないため、細則上のスポング要件を満たしておらず、本来はディレクチェックで落とされてしまう。今回は新歓会議であるためほぼディレクチェックなしで通したが、斜線が残っていたりフォントが異なっていたりもしているため、個人としてかなり気になった点ではある。

3点目は、旧以上デリとグルリの位置づけを明確にしていなかった。本会議では未来メンのメンターはグループの旧以上デリを中心におこなってもらったが、人によってメンターの方法がバラバラだったため、特に旧メンに対しては事前にフロントからメンターの指針を示した方がよかったと感じた。また、旧以上デがこまめに声掛けをしてくれた成果もあり、未来メンが想像以上にしっかり会議準備をしてくれた。しかし、本会合で実際主張をする際は、先輩がつい横から発言している場面も多かった。特に分科会においてその傾向は顕著で、結局ほぼ先輩が議論を進めてしまったように感じた。原則として最初はまず未来メンから発言させることをフロントから指定するなど、積極的に未来メンに発言機会を与えさせた方がよかったと感じた。

4点目に、本会議では旧以上デリを「魅せる」ための手段として事前にRoRの発言者を指定していた。原稿も事前に用意してもらったことで、RoRをする旧以上デリのプレッシャーは軽減されたが、その分臨場感が損なわれてしまったと感じた。

国立研究会新歓会議『武力紛争下の子ども～子ども兵士の の問題～』

会議監督：福澤 このこ

1. 会議概要・目的

議題「武力紛争下の子ども～子ども兵士の問題～」

会議概要

現在世界には25万人以上の子ども兵士が存在している。しかし、組織が子ども兵士の存在を隠蔽したり、子ども兵士が成人兵として引き続き任務に就いたり、戸籍証明が出来ない等の理由で正確な数を把握することは極めて困難だ。そもそも何故子どもたちは兵士になるのか。これまで「子ども兵士」に特化した議論は国連総会でなされておらず、安保理での議論に留まっていた。そこで今回の新歓会議では一連の安保理決議や国際規範を踏まえた上で議場を第76回国連総会第3委員会に設定し、史実の総会決議がない状態でデリの皆さんに議論していただいた。

目的

会議コンセプトは「万里一空」である。このコンセプトには、本会議における各々が掲げた目標に向かってリサーチを積み重ね、会議の最後の最後まで粘り強く挑んで欲しいという思いが込められている。デリの皆さんには、今会議で最後まで粘り強く交渉を続け、常に先を見据えた会議行動を考えることで成功体験を積んでほしい。

論点

大論点1 子ども兵士の規制

小論点1：政府主体による子ども兵士の使用の規制

小論点2：非国家主体による子ども兵士使用の規制

大論点2 元子ども兵士への対応または措置

2. 会議の経過、成果文書について

今会議では論点・TT案をフロントで作成し、事前会合を行わず2日間の本会合のみとした。論点をフロントで指定したのは、「子ども兵士の定義とは?」「子ども兵士を生み出す要因となる武器流入を防ぐために武器貿易条約に着目しよう」といったように、子ども兵士に関連する争点は多数あるためである。よって、議論の円滑化のために「子ども兵士使用の規制」と「元子ども兵士への対応または措置」という争点を事前にフロントで絞り込んだ。また、新歓会議というこ

ともあり、初めて模擬国連の会議に参加する新入生が多かったため、議論議論は行わなかった。

ロビイングでは各関心事項について他国に探りをいれるような行動が見られた。どの国も基本的にはペアで行動しており、中には今後の議論の方向性や今会議で達成したいことを深堀している大使もいた。

本会合 1 日目大論点 1 小論点 1 は「どの年齢の兵士が規制されるべきなのか」「志願兵と徴集兵で規制方法は異なるのか」「敵対行為への直接参加か間接参加かによって規制方法が異なるのではないか」といった意見が出された。最初に、国によって「敵対行為」の解釈が異なっていたため、どういった行為が敵対行為に含まれるのか、という議論が発生した。次に年齢に関する主張に対し質問や懸念を募集し、「15 歳未満の子どもを兵士として使用することは一律禁止すべきである」という合意が議場でとられた。その後、議論の軸を「志願兵と徴集兵」に設定し、その枠組みの中で「18 歳未満の志願兵の規制について」「敵対行為へ間接参加をしている徴集兵の規制について」などの主張が出された。質問、懸念のフェーズの中で、「子ども兵士が性的搾取を受けている場合は、いかなる状況でも使用を規制するべきである」といった新たな意見が出たため、この意見はどこにプールすべきかという議論が発生した。小論点 1 では「敵対行為に含まれる行為とは何か」、「性的搾取が行われている場合の規制について」で議論が白熱したが、反対理由を深堀りできなかつたため、合意提案は取らなかつた。

小論点 2 では「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約に関する条約の選択議定書」などを根拠に「非国家主体による子ども兵士の使用は全面禁止すべきである」という方向性の一致がとられた。その上で、非国家主体による子ども兵士の使用をどのように規制し、どのような措置をとるべきか、という議論が起こった。各国から出された主張は、国際的措置と国内的措置の大きく二つに分けられた。特に、国際的措置の一環として国際刑事裁判所(ICC)への付託が主張され、ICC が子ども兵士の使用規制に関与することに賛成している国と反対している国とで議論が白熱した。ICC 以外の措置としては武器移転の規制や麻薬貿易の規制等が挙げられた。国内的措置では国内法の整備が主張された。

小論点 2 終了後、コーカスを取り、大論点 1 のインフォーマルで解消されなかつた懸念点や、小論点 2 のインフォーマルで十分に議論が深まらなかつた具体的な措置について交渉を行った。

本会合2日目大論点2では、まずインフォーマルで議論を行い、元子ども兵士への対応または措置として各国が考えている政策を発表してもらった。この論点は新入生が中心となって各国準備を進めていたため、新入生が積極的に発言をしてくれた。インフォーマルでは主張、質問のフェーズまで行った。その後、コーカスに移り前日のコーカスで途中になっていた政策に関する交渉を行い、並行してDR コンゴ、シエラレオネを中心にDRを作成していた。DR コンゴ案とシエラレオネ案をコンバインしながら、解消された懸念点や交渉が妥結された政策をDRに盛り込んでいた。ただ、文言提案で一度は了承したものの、あとから変更を求める国や、自国の政策を文言に落とし込めていないため、上手くDR案に反映されていなかった国があり、スムーズな交渉ができたとは言えなかった。結果、南アフリカ、スウェーデン、スイス、オーストラリアがスポンサーとなり、DRが提出され、コンセンサスで採択された。しかし、その後フランスから決議文書は交渉内容を完全には反映していないとしてWorking Paperが提出され、アメリカからは決議の解釈に関するWorking Paperが提出された。

3. 会議総括・課題

会議準備では、どの国もペア内でうまく分担しており、新メンも初めての会議準備ながらも大変頑張ってリサーチをしてくれた。中にはメンターで鋭い質問をしてくれた新メンや、国益設定を自分で考えてみたので確認してほしい、という新メンもいた。会議本番、特に大論点1で多様な主張が出たのはフロントとしてもありがたかったが、それらの意見をプールする段階で国によって解釈が異なり、あとから認識の齟齬が判明した場面が何度かあった。今はどのフェーズでどのレイヤーに基づいて議論をしているのかその場で理解しているデリが少なかったように思える。また、コーカス交渉において、自国が賛成できない意思を伝えるに留まり、代替案を提示できず交渉が行き止まってしまっている場面も見られた。今後の課題としては、議論を俯瞰し、議場が混乱している場合には整理して引っ張っていけるような大使や、文言交渉、妥協点を見出す交渉において、根拠を持って各国の意見の「間」を提案できるような大使が求められる。今会議を終えて、いくつかの改善すべき点はあったが、まずは新メンを始めとするデルリの皆さんが「新歓会議楽しかった!」と感じてくれればフロントとしてはこの上ない喜びである。

神戸研究会オリエンテーション会議『2010年NPT運用 検討会議』

会議監督：平島 輝子

1. 会議概要・目的

議題：核軍縮に関するNPTの運用検討

春の1日体験会議に次ぐ新歓会議であるため、新メンに模擬国連を楽しんでもらうと同時に、前期会議へと繋がる基礎力を育んでもらう意図を持ち、会議を設計した。会議の目的は以下の通りである。

- ・ 模擬国連とは何かを体験してもらう。
- ・ 模擬国連の楽しさを感じてもらう。
- ・ 自身で情報を整理し、活かすことを学ぶ。

議題は、新聞やニュースなどで報道されることも多く、新メンにとってある程度親しみのある核兵器不拡散条約の検討会議を選んだ。また、議場の年代に関しても、国際情勢の想像しやすいことやリサーチの資料が豊富にあることから、2010年の運用検討会議を選択した。2010年の運用検討会議では、2005年の運用検討会議で合意文書の採択に失敗したことや米国のオバマ大統領の就任などから、核軍縮に向けて良好な雰囲気の下で、みんなで協力して合意文書を採択しなければならないという姿勢がみられていたことも特徴の1つである。論点は史実において特に問題となったCTBTの発効促進と、透明性・報告メカニズムである。

2. 会議の経過、成果文書について

NPTの運用検討会議の中でも、核軍縮について取り扱う主要委員会Iを議場とした。今回の会議では、議論議論は行わずに事前にフロントから論点案とTT案を提示し、それに沿って議論を進めていくこととした。フロントから提示する論点としては、CTBTの発効促進と核軍縮の透明性を取り上げた。また、インフォーマルの位置づけを各国のスタンス確認やコースでの交渉相手の見極めとし、対立点の明確化や他国理解の補完を目的とした。そのため、インフォーマルでは主張、質問、回答、主張に対する懸念までを1つのフェーズとする形で論点に関して話し合う機会を設けた。TT案通りに議論が進行するかどうかという懸念があった中で、TT案に沿って1stミートの16時にはインフォーマルが終了し、コーカスへと突入し、2ndミートでもTT案に基づいてコーカスを中心に会議が進行し、コーカスでの交渉が中心となる会議だった。

コーカスでは初めに、NAM、NAC、中間国グループ、N5にわかれ、グループ内のスタンスを調整する動きが見られた。その中で、NAMが積極的に決議案を作成し、NAMとNAC

の交渉を経て、交渉を進めていく上でベースとなる決議案が完成した。中間国は NAM、NAC、N5 それぞれの交渉における橋渡し役になるために、グループ内で文言を作成していた。N5 は全体として 1 つのグループで動くよりも、各国が個別で議場に存在する案へ自国の意見を反映させる動きが見られたが、交渉にあまり参加できていない国も散見された。こうした交渉を経て、日本から DR.1 が、インドネシアから DR.2 が提出された。この時点でフロントの予想とは異なり、DR が 2 つ提出されることとなったが、AM 交渉は DR.2 をベースに進んだ。しかし、最終的には時間内に意見を集約することができず、AM は提出されなかったため、合意文書が採択されることはなく、会議は終了した。

3.会議統括・課題

今回、新メンにとっては初めてのリサーチということもあり、国益設定や会議戦略を当日までにしっかりと詰められていた大使は少数であった。しかし、新メンの中でもロジックを組み立て、しっかりと議場でプレゼンスを発揮していた大使や先輩とのペアでも新メンが自発的に発言し、行動している姿も見られ、その活躍には目を見張るものがあった。今回、決議が採択されなかった理由の 1 つに、新メン・旧以上を問わず、時間管理の甘さが露呈したように思う。今後の課題として、限られた時間の中で自国益を達成するために、現状を把握し、交渉相手の優先順位付けを行うことが重要であると考えられる。

駒場研究会新歓会議『CCW 再検討会議』

会議監督：武本 寛大

1.会議概要、目的

議題:「CCW 第2 議定書再検討会議」

会議概要

1995年から3回行われた、1980年に作られたCCWの第2議定書(通称地雷議定書)を再検討する会議。

会議を行う目的、目標

元々新メンに、①国益という概念を掴んで欲しい、ということと②楽しんで欲しい、の2つを掲げて会議を作った。①を据えたのは、ハイコンテクストかつ口頭伝承の部分が大きい模擬国連において、さまざまな意図で模擬国連をしている人がいるが、どんな人にも共通するのが会議において国益を追うということだと思う。大使にとって会議に出るモチベーションであり、道筋であり、ゴールである国益を知ることが必要であると思ったからである。②は、楽しく無ければ続けたくないからである。

そのため、安全保障と経済という国益への影響が直感的に分かる分野二つと関連し、国防という独特の軍事的有用性がある地雷を選択した。また「地雷は非人道的である」という主張のみで押すことがないように、対人地雷禁止条約ではなく、時期的

に少し手前で地雷の非人道性自体が議論となりうる CCW 再検討会議を議題として選んだ。

コンセプト「Realization」

上記の目標を据え、国益とは何たるかに「気づく」こと、またそれを会議行動に反映させて「現実化させる」ことで初めてただの勉強から模擬国連になると思ったためこのようなコンセプトにした。

2.会議経過

事前交渉

今回は TT 案の共有のみを認めた。シングルデリの新メンがいることから、会議前から交渉の時間を作ることは厳しいものの、TT 案を読み込む時間が必要であると感じたからである。結果 8 つの TT 案が出た。しかし本質的に大きな違いはなかった。違いを挙げるとすれば、中国の TT 案では議論の前提としての国際法議論を明確にすることで、自国に不利な根拠が混同して使われうる状況を避けようとしていた。またパキスタンの TT 案では非人道性の議論を使用方法に限定することで使い方の問題であるという結論に持ち込むことが可能となる TT 案だった。

会議当日

前半の TT 案議論は数の割に、本質的な差異が小さかったことから 14 時台には終了した。

しかし、論点 1-1 の「地雷に無差別性があるか」という論点において、日本語の意味での無差別性と国際法上の「無差別攻撃の禁止」に当てはまる無差別なのかがデリの中で一致が取れておらず、議論が混乱し、非常に多くの時間を割くこととなった。その結果その後全ての論点で懸念を取ることなく主張と質問のみでモデが進み交渉に進んだ。

結果モデはほぼ意味を持つことなく、足りなかった議論をアンモデで続けた。

アンモデにおいては全廃派と反対派がそれぞれ集まって譲れない部分がどこであるかというすり合わせを行ってから、モデで行いきれなかった議論が中国、US を中心に行われた。最後に全廃派と制限派がお互い異なる分類でのパッケージで交渉を行おうとした。具体的にはスマート地雷(自己不活性化装置がついており紛争終了後に爆発しなくなる機能がついた地雷)とダム地雷の扱いを分けないことをまず決め、その後使用等の制限を決めていこうとする中国、ベトナム等の制限派と、とりあえずダム地雷を禁止しようとするカナダ等の全廃派で意見が割れていた。制限派はどのような制限をするか(使用、保有、製造、移譲のうち何を規制するか)は一致しきっていなかったが、少なくとも地雷を使用を希望する国であり、また途上国が多いことからスマート地雷のみを認めることはできないことからこのような展開を仕掛けたと考えられ

る。全廃派は少なくとも半永久性という点でスマート地雷と比較して禁止を主張しやすいダム地雷を禁止し、外交的成果を得ることを狙っていたと考えられる。

しかし、複数の国益のトレードオフを考慮するに際して優先順位が明確になっていなかった国がいたこと、時間の関係などの要因により交渉が進まず、議場の一致が取れる範疇での文言が出来上がり、DR となった。結果スマート地雷の使用は認められ、また地雷の移譲について禁じるものとなった。

3.総括

会議設計の反省として、自分が国際法に関する知識が薄かったことで議論想定が甘く、BG においての国際法に関する誘導が足りなかったように思う。その後勉強会でその部分は補うことはしたが、議論の前提となりうることをもっと示しておくべきだった。特に無差別性の部分など、条文のリンクだけ送っていたが、きちんと示しておくべきだった。

また今年は新メンの数がどの研究会でも多いらしく、シングルデリだとより如実にモデの時間が伸びた。そのことを予想することは難しいが、どちらにせよ不必要な論点の一つ(内戦適用に関して)あり、それを除くべきだったと感じた。理由は2点。1つ目は、他の論点では人道性の観点 or 国際法の観点 or 軍事的有用性の観点から地雷の使用や保有、製造、輸出をいかに規制するかという構造なのに対して、内戦適用に関し

でのみ議論構造が異なること。また内戦適用は国内騒乱という逃げ道があり、とてもつまらない議論であること。

デリについては、今回は総じて新メンの活躍が見られた。シングルデリで無理を強いてしまった部分もあるが、食らいついて「議題理解となんとなくの自国理解からのスタンス推定」ではなく「自国理解を踏まえ、地雷との関係のみでなく外交状況等を踏まえた上での国益設定、その後にスタンス設定」をきちんと行っている新メンが多く、モデでも発言できている新メンが多くおり、その点で①の目標を達成できたように思う。

旧メン以上については(一旦自分の反省を棚にあげると)、準備、会議行動の両方において不満足なものであった。(偉そうでごめんなさい。)

旧メンに関しては、基本的に準備不足、また勉強会資料を見ていないなど、新メンよりも準備が薄い国もいた。努力しているがさまざまな部分に手を伸ばしすぎて混乱している大使もいた。その結果議論構造を理解しきれないままモデに参加している大使が多かった。1-1における混乱の遠因でもあるだろう。

老メンに関しては会議準備は旧メンと比較して十分なものだったが国際法議論の誘導が足りなかった面もあり、当日は上手くいっていなかった。

偉そうなことを述べたが、実力を発揮できる場を作れなかったのは本当に申し訳ない。最低限新メンが多少なりとも面白いと思っていてくれたなら幸いである。一緒に

会議を作ったフロント陣、また忙しい中参加していただいたデリ、当セクの皆様には深く感謝を示す。

(である調にしようとしたら変な日本語になりました笑、本当にありがとうございました！)

以下決議文書(追加分だけ記載)

AM.1

第1条 適用範囲

1. この議定書は、この議定書に定義する地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の陸上における使用（海岸上陸、水路横断又は渡河を阻止するための地雷の敷設を含む。）に関するものであり、海又は内水航路における対艦船用の地雷の使用については、適用しない。
2. この議定書は、締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争にも適用する。ただし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3. この議定書の、第1条2項を除くいかなる規定も、武力紛争が生じている締結国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締結国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由の如何を問わず、正当化するために援用してはならない。
4. この議定書のいかなる原則も、国際連合憲章の目的と原則に反する形での国家行動の根拠としてはならない。

第2条

1. 「自己破壊のための装置」とは、弾薬類に内蔵され又は外部から取り付けられた自動的に機能する装置であって、当該弾薬類の破壊を確保するためのものをいう。

「自己無力化のための装置」とは、弾薬類に内蔵された自動的に機能する装置であって、当該弾薬類の機能
2. 「自己不活性化」とは、弾薬類が機能するために不可欠な構成要素（例えば、電池）を不可逆的に消耗させる方法によって、当該弾薬類の機能を自動的に失わせることをいう。

第3条

1. 自己不可性地雷については、地雷としての機能が失われた後においても機能するように設計された処理防止のための装置を備えたものの使用は、禁止する。

第5条

1. この条の規定が適用される兵器であって技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しないものの使用は、禁止する。ただしこの条項の適用には10年の移行期間を設ける。

第6条

1. 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止する。

AM.2

第1条

1. この議定書は、条約第1条に規定する事態に加え、1949年8月12日のジュネーブ条約のそれぞれの第3条に共通して規定する事態について適用する。この議定書は暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

2. 締結国の1の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならない。

3. この議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

4. この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締結国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締結国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由の如何を問わず、正当化するために援用してはならない。

5. この議定書を受諾した締結国でない紛争当事者に対するこの議定書の規定の適用は当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は黙示的に変更するものではない。

第2条

1. 「自己破壊のための装置」とは、弾薬類に内蔵され又は外部から取り付けられた自動的に機能する装置であって、当該弾薬類の破壊を確保するためのものをいう。

「自己無力化のための装置」とは、弾薬類に内蔵された自動的に機能する装置であって、当該弾薬類の機能。
2. 「自己不活性化」とは、弾薬類が機能するために不可欠な構成要素（例えば、電池）を不可逆的に消耗させる方法によって、当該弾薬類の機能を自動的に失わせることをいう。
3. 「移譲」とは、地雷が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該地雷に対する権原及び管理が移転することをいう。ただし、地雷の敷設された領域の移転に伴って生ずるものを除く。

第3条

1. 自己不可性地雷については、地雷としての機能が失われた後においても機能するように設計された処理防止のための装置を備えたものの使用は、禁止する。

第5条

1. この条の規定が適用される兵器であって技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しないものの使用は、禁止する。ただしこの条項の適用には 10 年の移行期間を設ける。

第 6 条

1. 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、10 年の移行期間を設け、禁止する。

第 8 条 移譲

1. 締結国は、この議定書の目的を推進するため、次のことを約束する。
 - (a) この議定書によって使用が禁止されているいかなる地雷の移譲も行わないこと。
 - (b) いかなる地雷の移譲も、本条約の締結国又は受領することを認められている国の機関に対するものを除くほか、行わないこと。
 - (c) この議定書によって使用が制限されているいかなる地雷の移譲も抑制すること。特に、締結国は、この議定書に拘束されない国に対するいかなる対人地雷の移譲も、受領する国がこの議定書を適用することに合意しない限り、行

わなないこと。(d) この条の規定に従って行われるいかなる移譲も、移譲する国及び受領する国によりこの議定書の関連する規定及び適用のある国際人道法の規範が完全に遵守されることを確保して行うこと。

2. 技術的事項に関する附属書の定めるところにより、一定の地雷の使用に関する特定の規定を遵守することを延期する旨を締結国が宣言した場合であっても、1

(a) の規定は、当該地雷に適用する。

3. すべての締結国は、この議定書が効力を生ずるまでの間、1 (a) の規定と両立しないいかなる行為も慎むものとする。

論点案

大論点 1：対人地雷の使用と国際人道法の両立性について

※本論点では、対人地雷の使用・効果に伴う非人道的な被害について、各国が問題意識を抱えている性質(無差別性とか)を列挙し、それが国際人道法に違反するのか、違反する場合それは兵器自体が違法性を構成しているのか使用法に依存するのかについて議論したいと考えている。

大論点 2：どのような措置が必要か

※この論点では大論点 1 で明らかになった、対人地雷の使用に伴う被害の中で国際人道法に抵触しうるものに対して、使用方法を制限する以上の措置が必要か否か、具体的には自己破壊装置・自己不活性化装置について、及び規制を「使用」以外に対しても広げる事の可否について議論する事ができるような論点である(話す内容は大論点 1 の議論に左右されるものであり、ここで自己不活性化の話及び「使用」以外の範囲について議論する必要があるというわけではない)。それぞれ使用方法制限以上の措置を必要とすると考えている国に対し、いかなる措置が必要であるかを募集し、その妥当性を大論点 1 に基づいて議論するという構造での議論を考えている。

大論点 3：適用範囲の拡大の可否

中論点 1：「内戦」の定義

中論点 2：「内戦」及びそれ以上の範囲への本議定書の適用に際しての法的要件

※我が国としてはどの範囲に対して適用するか、という議論は混迷を極めると考えており、それにより具体的な適用条件などの議論ができないことは避けたいと考えている。よってこの論点では、適用範囲を拡大するあるいはその可否について判断するに際して、まずは法的観点からどのような条件が満たされる必要があるかについての意見を募集し、その妥当性について議論することによって、余事象としての適用可能領域が明らかになる、というアプローチを取りたいと考えている。 中論点 3：適用範囲をどこまで拡大すべきか ※中論点 2 の議論の結果明らかになる適用可能領域の範疇において、本議定書はどこまで適用を拡大すべきかを様々な観点から議論する事を想定している。

注意点 論点移行・各論点での合意その他の形式的な手続きはコンセンサスによる

日吉研究会新歓会議 『安保理改革』

会議監督：岡村 優陣

議題概要

国連の中核であり、国際の平和及び安全の維持に主要な責任を担う安全保障理事会は、国連発足以降その形態を変化させながら対応してきた。しかし、発足から半世紀以上経ち、平和に対する脅威や、安全保障の概念が多様化するにつれて、国連に、そして安全保障理事会に求められる役割は明確に変化してきた。その中で、議席数や、作業方法など安保理が直面する諸問題について国連総会の場で議論を交わした。会議設定に関しては以下の通りである。

議題	安全保障理事会の議席拡大と衡平配分および関連事項 Question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters
議場	第59回国連総会本会合
設定日時	2005年7月11日 - 9月12日
使用言語	公式討議: 日本語 非公式討議: 日本語 成果文書: 日本語/英語(動詞のみ英語で表記)

論点

大論点 1 安全保障理事会の議席拡大について

小論点 1 安保理の議席拡大の基準とその根拠

小論点 2 議席拡大の対象とその根拠

大論点 2 安全保障理事会の作業方法の改善

論点に関しては、主に争点となる安全保障理事会の議席拡大、拒否権、作業方法を含んだ形で設定した。

会議設計

新メンが参加する初めての本格的な会議ということもあり。「模擬国連」の形を正しくわかりやすく伝える上で必要となる明確な国益やわかりやすいグルーピング、そして一定程度のモデとアンモデの必要性を持った議題を検討した結果、2005年の第59回国連総会本会合で議論された「安全保障理事会の議席拡大と衡平配分及び関連事項」を扱うことにした。

準備段階

日吉研究会新歓会議の伝統として、上級生と新メンがペアを組んで参加する。そのため準備段階ではまず、新メンの目標、上級生の目標を明確にした上でのリサーチを各国に徹底し

た。今会議に参加して下さったデリの多くが各々で据えた目標を意識して準備に臨んだことで、準備段階において、本質を捉えた素晴らしいリサーチをして下さったデリが非常に多かった。

会議当日

各デリがリサーチの成果を議場で発揮できるよう積極的に行動した国がかなり多かった。発言国数が多かったこともあり、モデにおいて議論の薄い箇所や、最終成果文書との結びつきがあまり見られない議論が行われたこともあったが、その後のアンモデにおいてその点をカバーしたり、緻密な戦略を用いて行動していた国も非常に多かった。結果としては成果文書が提出されずに終了したが、これは各デリが自国益を最後まで追求した結果生まれた必然とも言えるものであり、同時に、安保理改革実現の難しさを再認識させられるものでもあった。

四ツ谷研究会新歓会議『2010年核不拡散条約運用検討会議』

会議監督：稲川 翔子

1 会議概要・目的

会議概要

NPT 運用検討会議は、核兵器不拡散条約（NPT）の第8条に基づいて、条約の履行及び運用状況を検討し、その上で条約の目的の達成を促進するための議論を行うために5年に一度開かれる。

本議題の設定会議である2010年度のNPT運用検討会議は、文書が成立しなかった2005年を踏まえて、コンセンサスでの採択が望まれていた。実際に、2007年の「核なき世界」の提案や、2009年のオバマ米国大統領によるプラハ演説などに象徴されるように、国際社会全体で核軍縮の機運が高まっていた。しかし一方で、「原子カルネサンス」や北朝鮮・イランの核開発問題などコンセンサス採択へのハードルが存在していたのである。

最終的に、史実では期待通り最終文書※が国際社会に提出されたが、その評価は決してポジティブなもののみでなかったことは留意する必要がある。

※ 2010年NPT運用検討会議の最終文書は、121のパラグラフで構成される「条約の運用に関するレビュー」と、64のActionおよび1995年の中東非大量破壊兵器地帯に関する決議の履行を含む「結論と今後の行動に関する提言(Conclusions and recommendations for follow-on actions)」（「行動計画」）から構成されている。前半のレビューは、議長の個人的な見解であり、コンセンサスで採択されたのは後半の行動計画の部分である。コンセンサスが得られなかった点がレビューに回されたことは2010年NPT運用検討会議を成功に導いた一つの要因とされた。そして、四ツ谷研究会新歓会議では、後者をDRとしてデリの皆さんに作成していただいた。

目的

新歓会議という会議の性質を鑑みて、上級デリ・新入生双方に対して別々の目的を設定

して会議を行った。

新入生に対しては、模擬国連を体験してもらい何か一つでも面白いと思える要素を見つけたいと考えていた。スピーチやリサーチ、会議の休憩時間の雑談、核兵器の議論、先輩との繋がりなど些細な点でも楽しいと感じてもらうことを目的の第一に添えた。

新歓会議に参加する上級生には、新歓期という忙しさの中でリサーチに取り組み、新入生と連携しながら会議を行う難しさが存在すると認識している。したがって、限られた時間で適切な量のリサーチをすること、国益の追求と新入生へのサポートを両立させることなどを目的とした。

2 議論の経過・成果文書

事前交渉

コーカスの時間が十分に取れないことからグルーピング内での文言調整までを許可した事前交渉が可能であった。そのため、非核兵器国側では会議当日までには同陣営内での調整が進行していた。ただ、非核兵器国側でも全カ国に共有されていたわけでないため、国によって事前交渉のこの認識には違いがあっただろう。また、米国が各国と積極的に交渉を行っていた。2010年NPT運用検討会議ではアメリカのコンセンサスへの意欲は決議採択への重要な要因であり、本会議でも事前交渉からその存在感を示していたといえる。

本会合（インフォーマル）

本会議では事前会合は行わず、フロントから論点 TT 案を提示した。

大論点 1 「核軍縮」

小論点 1 現行核軍縮条約の評価

小論点 2 今後の核軍縮に向けた具体的な取り組み

大論点 2 「核不拡散」

小論点 1 IAEA 保障措置の普遍化

小論点 2 中東非大量破壊兵器地帯

大論点 1

大論点 1 では、核保有国と非核兵器国の対立軸のもと議論が進められた。小論点 1 では、

現行核軍縮条約、具体的には CTBT や新 START など多国間二国間含めた条約に、各国がどのような意見を持っているのかが共有された。それを踏まえて、小論点 2 では今後どのような取り組みを行っていくかが話し合われた。議長（フロント）提案として、「小論点 2 にふさわしい論点をピックアップして優先順位をつける、不足している場合は付け足し可能」という方針をとって議論進行を行った。新入生を含め多くの国が主張をしていたことは、新歓会議らしく、上級デリと新入生の連携の強さが感じられた。一方で、激しく対立が見込まれる論点でもさりと終わってしまう傾向にあったことは自身の反省点へ繋がる部分である。課題でも後に記載するが、具体性とは・議論における深みとはなにか考えさせられた。

大論点 2

大論点 2 においては、大論点 1 で生まれた対立軸とは異なり、小論点 1 では普遍化したい VS したくないで、小論点 2 では、イスラエル（とアメリカ）VS その他の中東諸国且つ非核兵器地帯に積極派という少し形を変えたバランスで議論が進められた。双方の議論とも、激しい対立から合意が生まれる余地はなく、コンセンサス採択に向けた働きかけはコーカスに委ねられることとなった。

本会合（コーカス）

コーカスは全体的にゆったりと進んでいた印象が強かった。事前交渉時点で、非核兵器国側に文言が出来上がっていたものの、どの国がリーダーシップを取るのかが曖昧であった。そのため、コーカスは基本的にそれぞれの文言ごとに集まり、核兵器国主導のもと交渉が進んでいた。したがって一カ国の目線では、どうしてその文言が消えたのか変更されたのかが、国益に関与している部分でさえ把握できずに交渉が終了していたと思う。また、バラバラに文言交渉が完結してしまったため、バーターもうまく機能しないまま、核保有国の NO を甘んじて受け入れる結果となっていた。50 人弱のコーカスで、どのように全体を俯瞰するかが非常に難しかった点だろう。一方で、上記のようなシチュエーションを作り出そうと考えていた国がいたのも事実であり、それらの国にとっては想定通りにコーカスを進められていたと捉えることもできる。

成果文書

下記に成果文書を添付してあるため、ここでは特筆すべき点のみに言及する。

(1) CTBT

新たに文言として「CTBT発効、並びに有用性を保つために、NPT未参加国も含めたすべての国家がCTBTを批准することを奨励する。」が追加された。ブラジル・南アフリカによって提案された文言が、交渉の結果に加えられ、NPT未加盟国にも言及されることとなった。

(2) 核兵器禁止条約

NPT運用検討会議において核兵器禁止条約に言及がなされたのは、2010年が初めてである。現実世界では、これをきっかけとして人道グループと呼ばれる国々などが核の非人道性を主張しながら条約採択を推進していった。

しかしながら、本会議の最終決議では、核兵器禁止条約への交渉や合意の検討への留意は消え、「マレーシア決議」「モデル核兵器禁止条約」の議論の確認に留まった。

(3) 中東国際会議

中東における非大量破壊兵器地帯に関する決議(いわゆる中東決議)の内容が達成されていないことを懸念し、史実で

は2012年に中東の全カ国の参加を求めた中東に関する会議を開催することが決定した。今回の最終決議では、2012年の開催は明記されなかったが、代わりに2011年までの準備会合の開催が要請された。オブザーバーとしてイスラエルが参加する中で、エジプト・アメリカが交渉を積極的に行った結果だと言える。

3 会議総括・課題

会議総括・課題

四ツ谷研究会では、例年、強化会議と新歓会議を同じ議題で行っていたが、今年度は議題を変えて会議作成を行った。そのため、参加者(特に運営代)の皆さまの負担が増えてしまったかと思う。その状況下で、自身がディレクとして最大限のサポートができたかには疑問が残っている。また、論点に関しては、話し合える内容が多い NPT 運用検討会議の中で取舍を含めて国益設定をしてもらうこと、関連度の高いロジックに制限がかかりすぎないことを目的として広めに設定した。しかし、それがデリのリサーチ量を増やし、負担を更に強いてしまったとも捉えることができる。この2点に関しては、悩みながら取り組んだ点であり、結果として自身の反省として残っている。

会議に関して、上記の理由も相まって議論に深みが出なかったという評価は存在するだろう。最終決議において、史実よりも後退が見られたのも事実である。特に、非核兵器国側には厳しい結果だったと思われる。また、コーカスの停滞から議場を俯瞰することや、使えるもの/ことをどのように利用していくかの難しさを感じたはずである。

だが一方で、本新歓会議の目的は達成できていたとも考えている。新入生上級デリ関係なく、「楽しかった、課題を見つけられた、成長を感じられた」など前向きなコメントをいただけたこともこの考えの一要因だ。新歓会議は新入生が模擬国連に本格的に準備から参加し会議に取り組むという、新入生が主役の会議だと認識している。会議準備に必死で忘れそ

うになることもあったが、その視点はいつも大切にしたいと考えていた。したがって、会議に参加し、最後までやりきってくれた多くの新入生や、それを支えてくださった上級デリの皆さまには、ポジティブな評価もしていただけたらと思う。

最後に、新歓期や学期始まりの時期で忙しい中、本会議に参加してくださったデリの皆さま、準備から当日まで一緒に取り組んでくれたフロントの皆さま、会議を支えてくださった当セクの皆さま、様々な相談に乗ってくださった先輩方・同期に感謝の意を表して、研究会会議報告とさせていただきます。

**2010 Review Conference of the Parties
to the Treaty on the Non- Proliferation
of Nuclear Weapons**

28 May 2010

Original: Japanese

New York, 3-28 May 2010

Final Document

Sponsor: Austria, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand, South Africa, and Sweden

2010 年 NPT 運用検討会議は、

1. 会議は、核不拡散条約（NPT）及びあらゆる側面における不拡散レジームの完全かつ効果的な履行が、国際の平和と安全を促進する上で極めて重要な役割を持つことを再確認し（*Reaffirms*）、条約への普遍的支持ならびにすべての加盟国による条約の全条項の完全遵守が、核兵器及びその他の核爆発装置の拡散を防ぐ最善の手段であると引き続き確信する（*Convinces*）。

2. また、会議は条約の目的にしたがい、人類にとって完全な核兵器のない世界を達成することを決意する（*Decides*）。また、会議は、核のない世界という究極的な目的に完全に一致した政策を追求することをすべての加盟国に要請する（*Urges*）。

3. 会議は、2000年に採択された保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認し（*Reaffirms*）、会議は、その履行のために核兵器国は一方的、二国間、地域的、多国間の措置を通じ、配備、非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するための一層の努力を行うことを要請する（*Urges*）。

4. 会議は、核軍縮に向けた交渉が軍事のおよび政治的考慮以外にもなされることに留意する（*Takes notes*）。

5. 会議は、2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された実際の措置が引き続き有効であることを再確認し（*Reaffirms*）、核兵器国に国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形でその措置の確固たるより前進させることを要請する（*Urges*）。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめぐし取り組むことを要請する（*Urges*）。

(a) あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

(b) 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

(c) あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

(d) 核兵器の使用を防止し、最終的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を速やかに検討する。

(e) 国際的安定及び安全保障を促進する方法で、核兵器システムの運用体制を更に低減することに関する非核兵器国の正当な関心を再確認する。

(f) 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

(g) 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

6. 会議は、全ての CTBT 批准国が、国家、地域、世界レベルで CTBT の発効ならびに履行を促進することを要請する (*Urges*)。また、会議は、CTBT 発効、並びに有用性を保つために、NPT 未参加国も含めたすべての国家が CTBT を批准することを奨励する (*Encourages*)。

7. 会議は、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、新戦略兵器制限条約の早期発効並びに完全履行を追求することを要請する (*Urges*)。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための今後の措置について議論を継続するよう強調する (*Emphasizes*)。

8. 会議は、具体的な核兵器の軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また、会議は、すべての加盟国が核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みを設置する努力の必要性を強調する (*Emphasizes*)。

9. 会議は、ICJ 勧告的意見のフォローアップである「マレーシア決議」並びに「モデル核兵器禁止条約」が国連等で議論されていることを確認する (*Affirms*)。

10. 会議は、いくつかの核兵器国による 2 国間もしくは一方的な核兵器削減の達成を歓迎しつつ、核兵器の総数が依然として推定数千発に上るという事実に懸念をもって強調する (*Stresses*)。

11. また会議は、核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を強調する (*Stresses*)。

12. 会議は、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、新戦略兵器制限条約の早期発効並びに完全履行を追求することを要請する (*Urges*)。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための今後の措置について議論を継続するよう強調する (*Emphasizes*)。

13. 会議は、非核兵器地帯の設置が、世界及び地域の平和と安定を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献することを確信し、それを奨励する (*Encourages*)。

14. 会議は、核兵器の完全廃絶が実現するまで、消極的安全保障に関する文書交渉を行うことを要請する (*Urges*)。また、積極的安全保障について謳った安保理決議

984 を歓迎し、NPT 体制における非核保有国が核攻撃を受けた際の正当な権利を確認する (*Confirms*)。

15. 会議は、関係するすべての国に非核兵器地帯条約および消極的安全保障を含む議定書への批准及び発効を奨励する (*Encourages*)。また、会議は関連国家に関係する留保を早急に撤回するよう奨励する (*Encourages*)。

16. 会議は、IAEA 保障措置が核不拡散体制の基本柱の 1 つであることを強調し (*Emphasizes*)、NPT 第 4 条「原子力の平和利用の権利」を有する非核兵器国は、第 1 条・第 2 条のみならず、不拡散義務を遵守していることを担保するための非核兵器国による保障措置の受け入れ義務を規定した第 3 条にも従わなければならないことを強調する (*Emphasizes*)。

17. 会議は、18 の条約加盟国が包括的保障措置協定を未だ発効させていないことに留意し、さらなる遅滞なく、そうした行動を取るよう当該諸国に強く求める (*Strongly requests*)。

18. 会議は、IAEA 憲章や各加盟国の法的義務に完全に合致した形で、保障措置義務に関する全ての不遵守問題を解決することの重要性を強調する。これに関して、会議は、IAEA との協力を拡大するよう加盟国に求める (*Requests*)。

19. 加盟国は、NPT 条約第 1 条、2 条、3 条、4 条にしたがい、核技術及び物質の移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される (*Encourages*)。また、これに関して、条約と相反するいかなる不当な制限をも排除することが奨励される (*Encourages*)。

20. 会議は、IAEA 追加議定書の意義を歓迎し、核兵器の完全廃絶が達成された際には、包括的保証措置及び追加議定書が普遍化されるべきであることを強調する (*Emphasizes*)。さらに会議は、核廃絶が達成されるまでの間、追加議定書を締結していない各国に対し、追加議定書の締結を奨励する (*Encourages*)。また、会議は、追加議定書が核廃絶後の「核なき世界」の維持に貢献することを強調する。会議は、IAEA 憲章を補完する位置づけである IAEA 追加議定書の下での保障措置も、包括的保障措置と同様に核不拡散体制下での核軍縮に寄与することを再確認する (*Reaffirms*)。

21. 会議は、1995 年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し (*Reaffirms*)、その目的と目標が 2000 年 NPT 再検討会議で再確認されたことを想起する (*Recalls*)。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを強調する (*Emphasizes*)。NPT の寄託国 (ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国) により共同提案された同決議は、1995 年会議の成果の重要な要素であり、1995 年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもあることを確認する (*Confirms*)。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措置に着手すると決意を新たにすることを強調する (*Emphasizes*)。

22. 会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する (*Recognizes*)。

23. 会議は、1995 年の中東決議の履行に向けた進展が全く達成されていないことに遺憾の意を表明する。全く達成されていないこと、とりわけ中東地域における条約未加盟国の非核兵器国としての条約加盟に関し、一切の進展がないことを深く憂慮する (*Deeply concerns*)。

24. 会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設を IAEA の包括的保障措置の下に置くことの重要性が 2000 年再検討会議で再確認されたことを想起する (*Recalls*)。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する (*Reaffirms*)。会議は、条約の普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に可及的速やかに加盟するよう強く要請する (*Strongly requests*)。

25. 会議は、条約に基づく各国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する (*Emphasizes*)。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995 年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める (*Strongly requests*)。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める (*Requests*)。

26. 会議は、3 つの決定及び 1995 年全体パッケージの中東に関する決議並びに 2000 年再検討会議の最終文書に示された、核兵器の不拡散に関する条約の普遍的遵守の早期実現の重要性を再確認し、また、核兵器の不拡散のために必要な措置をとることを確認する (*Confirms*)。

27. 会議は、国連事務総長、1995 年決議寄託国及び全中東諸国に対し、本会議終了後 2011 年より前に、準備会合を可及的速やかに開催することを要請する (*Requests*)。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める (*Requests*)

A) 準備会合では、中東和平に必要となる条件を定める。

B) 中東和平の条件が達成された際には、1995 年決議に基づく、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する会議を、全中東諸国の参加のもとに開催する。

有志会議 第3回ハリポタ会議『第二次魔法戦争を巡る 戦略的会合（SWW 戦略会合）』

会議監督：宮本 緋夏

1. 会議概要

議題：第二次魔法戦争を巡る戦略的会合（SWW 戦略会合）

光議場：不死鳥の騎士団及び魔法省による緊急戦略会合

闇議場：死喰い人陣営による魔法界侵略のための戦略会合

議題概要及び目的

今会議では、設定日時を、原作における『ハリー・ポッターと不死鳥の騎士団 下』第25章から『ハリー・ポッターと謎のプリンス 下』最終頁までとし、ヴォルデモートが復活した後の、いわゆる「第二次魔法戦争」を巡る戦略構築を議題とした。また不死鳥の騎士団並びに魔法省に所属するメンバーからなる「光議場」、死喰い人で構成される「闇議場」に議場を二分し、両陣営によるクライシス会議を行った。

この会議の目的は大きく分けて二点である。一点目に、参加者にハリー・ポッターそのものの魅力を再発見し、普段とは違う形態の会議を純粋に楽しんでもらうことである。ハリー・ポッター シリーズは、実在する伝承や文献と、作者自身の空想世界を見事に融合させており、その世界観は非常に緻密に作りこまれている。また作中に描写されていない者でも、その作りこまれた世界観が作者より公式に発信されており、会議を設計する際及び参加者がリサーチする際の情報も豊富に存在する。だからこそ一種の「模擬国連会議」として成り立たせることができると私は分析しており、また模擬をしてとても楽しむことができるだろうと考えた。

二点目に、一見すると普段の模擬国連会議とは異色の存在のように感じる会議だが、実は普段の会議にも通じる箇所があり、この会議が「楽しみながら模擬の技術を磨く」ということに貢献できれば、という意識があった。実際、今回の参加者は旧メンが多かったため、少しでも学ぶことがあれば嬉しいと思っていた次第である。

2. 会議の経過

まず、今会議では7つのタームを設け、それぞれのタームにおいて、会議設定日時の範囲の中の1日を切り取る方式を採用した。またフロントから「予測される論点」の提示はしたが、参加者はそれに縛られる必要はなく自由に議論できるように設定した。そのため、「ど

のタイミングで、何を議論するか」が非常に重要なポイントであったといえるだろう。会議監督含めフロントとしては、各タームの冒頭で議論議論のようなものが展開されることを想定しており、実際にその通りの展開となった（特に議場内でも明確な対立が存在する光側議場において顕著にみられた）。ただ、この議論議論的フェーズの重要性を全員が理解していたかというところではなく、議論の主導権を容易に相手側に握られてしまうような状況も見られた。特に、やはりそこについての流れの持っていきかたは先輩が非常に上手く、旧メンは気づかないうちに議論を相手にゆだねてしまっていた印象である。また、各ターム冒頭では20分間の非着席討議を設けていたが、私個人から見た所では、その時間をあまりうまく活用できていないように感じた。

クライシスに関しては、原作とは異なる展開が見られ、会議監督の私を含めフロントからしてもとても興味深い結果につながった。参加者がかなり柔軟なおもしろい発想で戦略をたてて会議に臨んでくれた帰結である。原作をただなぞるだけの会議にはしたくなかったため、その点非常に評価できる結果であった。

なお、2日間にわたって話された論点はおおむね以下の通りである（ただし議論の順番とは異なる）。

【光議場】

①現情勢下における対応

- ・許されざる呪文の使用可否
- ・上記関連の立法
- ・非合法勢力を魔法省の指揮下に入れるか否か
- ・現状の認識
- ・襲撃への対応

②「例のあの人」復活問題

- ・復活したか否か
- ・（復活したと吹聴したことに対する）ダンブルドアの謝罪について

③戦力補充

- ・外国魔法省との連携
- ・人狼（及び関連立法）
- ・巨人
- ・屋敷しもべ妖精

④未成年の参加

- ・意思決定について
- ・戦闘行為について

⑤マグルへの対応

⑥作戦立案

- ・防衛計画
- ・死喰い人捕獲作戦
- ・相手陣営拠点の襲撃

⑦捕獲した死喰い人の処遇

【闇議場】

①魔法界並びにマグルへの襲撃

- ・襲撃場所の選定
- ・襲撃の人員や手段

②戦力拡大

- ・巨人
- ・人狼
- ・外国の魔法使い
- ・国内魔法使いの勧誘

③予言獲得を目的とした計画

④ダンブルドア暗殺計画

⑤捕獲されてしまった死喰い人に関して

⑥その他魔法使いの暗殺計画

3. 会議総括・課題

まず、会議目的の一つである「参加者にハリー・ポッターそのものの魅力を再発見し、普段とは違う形態の会議を純粋に楽しんでもらうこと」は達成されただろう。今会議はかなり複雑な会議設定であったが、参加者からは会議をととても楽しむことができたという声や、

ハリー・ポッターの沼にさらにはまった、というような声を聞くことができた。そのため、このような形態の有志会議は今後も定期的で開催してよいと考える。

会議設計に関して、今会議では以前開催されたハリポタ会議とは異なり、原作での描写も含めた長期スパンでの会議日時を設定した。そのため各アクターのパワーバランスが大きく変化する状況が作り出されるので、クライシス会議として非常に面白い展開にすることができたと分析している。また詳細は省くが、会議に参加するアクターやNPC化するべきアクターの選定に関してはもう少し詰めることができたのではないかと考える。この点はアクター会議全般においていえると思うのだが、会議設計段階で難航する要素の一つだろう。

クライシス会議特有の課題としては、コマンド処理での諸問題を挙げる。今回、コマンド処理要員が会議監督を含め2人という少人数で臨んでしまったため、コマンド処理及びクライシスとしての反映が大幅に遅れ、TTや議論内容に支障をきたしてしまい、私自身も会議監督として議場を俯瞰することができなかった。しかし今会議のコマンド処理には原作に関する深い知識も要するため、安易に当セク等を招待しコマンド処理に回すことは不可能であった。フロント召集段階でコマンド処理班も探すべきであっただろう。また各参加者ではなくフロントが引き起こすクライシスが明確に設定されていなかったため、「何が原作通り起こって何が起こらなかったのか」が非常にわかりにくく混乱を招いてしまったため、会議設計段階で詳細のクライシスまで列挙し、それ以外は何も起こらなかったとすべきだった。さらに、クライシスに必要な戦力数などについても、ある程度設定はしていたがすべて網羅することができていなかったため、コマンドを打つ際及びコマンド処理の際に支障をきたした。この辺りの諸設定は、かなりの時間をかけて綿密に設計する必要があるだろう。

加えて、今会議ではコロナウイルス関連で多少の騒動があり、両議場の議長のみオンライン参加するという、いわゆるハイフレックス型での開催に踏み切った。今会議をもって、この形態での会議開催に対するいくつかの問題点が判明したので、この場にて述べさせていただく。一点目に、オンライン参加者は対面議場での議論の流れに取り残されてしまう事態が頻発した。そもそも対面議場にいる人の音声を拾いにくかったり、逆に声が入り混じって聞こえてしまったりした模様である。また発生したクライシスやそれに関連する情報、その他対面議場の様子がほとんどわからないという状況にも陥ってしまった。特に非着席討議の際には完全に蚊帳の外であった印象である。二点目に、コマンド処理を対面ではなくオンラインで行うのは非常に困難であるといえるだろう。今回コマンド処理を担ったフロントは対面で参加できたためその点における障害は無かったが、特に使えるコマンドを制限していない会議等では、対面での処理を行った方がより迅速かつ安全であるだろう。三点目に、今回オンライン参加者が議長ということもあって、議長による議場のコントロールがききにくく、議事進行に大きく支障をきたしていた。その帰結として、会議参加者がファシリテーターを務め、議場内でのパワーバランスにも影響を及ぼしていた。結論として、クライシ

ス会議や非着席討議が多い会議は特にハイフレックス形態での開催は困難であると言え、また通常の模擬国連会議であっても、開催形態は「全員対面」または「完全オンライン」の二択にした方が良好だろうと考える。

有志会議特有の問題についてもここに記しておく。まず参加費について、今回は普段の研究会会議と同じように会議当日の参加費徴集を行ったが、会議直前になって飛んでしまった参加者の分を考慮し、一度告知した参加費を改正せざるをえない状況になってしまった。有志のため会場費はフロントが先に支払っており、参加者が支払わなかった場合はフロントの負担となってしまう。改善策として、アプライの際に参加費の振り込みまでを参加者に要求し、支払いが完了した時点で申し込み受付、というような方法をとることが望ましいだろう。次にフロントの業務的負担について、普段の研究会会議で総務が担当しているであろう内容を私が担っていたため、会議監督として以上に負担がかなり大きかった。そのことも考慮して、会議内容以外の業務を担当する人物を配置しておくにより効率的に有志会議を開催できるのではないかと思う。

最後に、今回無事に SWW を開催できたことについて、参加者やフロントをはじめとして会議に関わってくださったすべての方々に、この場を借りて感謝の意を表明させていただく。